

## 制限付一般競争入札公告

いすみ医療センター食器洗浄下膳業務について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年2月7日

国保国吉病院組合管理者 太田 洋 印

### 1 業務名等

- (1) 工事等の名称 いすみ医療センター食器洗浄下膳業務
- (2) 工事等の箇所 千葉県いすみ市苧谷1177番地
- (3) 委託期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）
- (4) 工事等の概要 いすみ医療センターの食器洗浄下膳業務  
食器洗浄下膳業務（毎日）  
①前日夕食分・朝食分 9時から11時30分までの間  
②昼食分 13時から15時までの間  
③夕食分（洗浄なし、浸漬）17時から19時までの間  
洗浄食器数 一食あたり約70名分

### 2 入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札参加者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 国保国吉病院組合の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 医療関連サービスマーク(院内清掃)の認定証書取得事業者であること。

### 3 入札参加資格の確認等

本業務の入札参加を希望する者は、別に配付する制限付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 資格確認資料の提出期間等

ア 期 間 平成30年2月7日から平成30年2月16日まで（土・日・祝日を除く。）

イ 時 間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時30分までを除く。）

ウ 場 所 いすみ医療センター 総務課

エ 提出部数 2部（正・副）年間委任している場合は、年間委任状の写しを添付すること。

#### (2) 入札参加資格の確認結果通知

平成30年2月19日に通知する。なお、電話等による問合せ等には一切応じない。

#### (3) 入札参加資格がないと認められた者への理由説明

入札参加資格がないと認められた者は、確認通知の日から7日以内に総務課に書面を持参することにより、国保国吉病院組合管理者に対し入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。理由についての説明は、説明を求められた日から7日以内に書面で回答する。

# 制限付一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

国保国吉病院組合  
管理者 太田 洋 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者  
(受 任 者)

印

## 制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出について

制限付一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を提出します。  
なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 公告年月日 平成30年2月7日
- 2 工事等の名称 いすみ医療センター食器洗浄下膳業務
- 3 工事等の箇所 千葉県いすみ市苅谷1177番地
- 4 入札参加資格確認申請 書記載責任者・連絡者氏名  
電話番号 ( )
- 5 資格確認申請項目

①、国保国吉病院組合の入札参加資格者名簿に登録されていること。

入札参加資格申請書(委託) 登録番号 5 - ( )

②、医療関連サービスマーク(院内清掃)の認定証書取得事業者であること。

※空欄に記載の上、②の項目は証明できる書類のコピーを添付すること。

## 仕様書

1.業務名 いすみ医療センター食器洗浄下膳業務

2.箇 所 千葉県いすみ市苅谷 1177 番地

3.履行期間および作業時間

(1) 履行期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

(2) 作業時間

① 前日夕食分・朝食分 9時から11時30分までの間

② 昼食分 13時から15時までの間

③ 夕食分（洗浄なし、浸漬） 17時から19時までの間

ただし、いすみ医療センターが特別に指示する場合はこの限りではない。

4.洗浄食器数 一食あたり約 70 名分

5.作業内容

(1) 下膳車の回収および運搬作業

① 各病棟の所定の位置に置かれている下膳車を洗浄室（栄養科）まで運搬する。

② 運搬する際、パントリーにたちより、下膳車に乗りきれていないお膳がないか確認し、あれば回収し洗浄室まで持ち帰る。

③ 運搬してきた下膳車から残飯を専用のポリバケツにまとめ、残飯以外の缶・瓶・ペットボトル等はいすみ医療センター規定の分類のとおり分別し、専用の容器またはビニール等に入れる。

(2) 職員食堂の食器の片付け

① 食事が済んだ食器、トレイ、箸等が指定の容器に入っているので回収し、洗浄室で洗浄する。

② 職員食堂シンクを清掃する。

(3) 残飯の回収（1日1回昼食後）

① 各病棟パントリー、職員食堂に置かれている所定のゴミ箱（残飯）の片付けを行う。

(4) 洗浄

① 食器・トレイ類は浸漬後食器洗浄機にかけ洗浄する（洗浄機用洗剤を使用する）。

② 汚れの目立つものは手洗または酸素系漂白剤溶液等に漬け、汚れを落とした後食器洗浄機にかけ洗浄する。

③ 洗浄機にかけた食器・トレイ類は、清潔なもの、洗浄機にかける前のものは汚染されている等の意識をもって洗浄にあたること。

(5) 収納・消毒

① 洗浄した食器は、専用のかごに種類ごとに分別整理し、床面を清掃した食器消毒

保管庫に収納し、一定時間消毒する（陶器食器は破損しやすいので取扱には十分注意する）。

(6) 下膳車の洗浄

- ① 下膳車は、汚れを拭き取り、逆性石鹼液（水 10 リットルにハイアミン液 20 ミリリットルの割合で溶かしたもの）およびアルコール消毒液を使って清拭する。（タイヤは次亜塩素酸ナトリウム等で消毒を行う。）

(7) 清掃とゴミ捨て

(1) ～ (6) までの作業終了後に食器洗浄機、シンク、カウンター、食器洗浄室床、生ゴミ搬出口周辺、栄養科エレベーター前室（以下を「プール」という。）床、ドア取手、扉、ボタン類の清掃と整理整頓を行う。（エレベーターボタン、ドア取手類については毎日消毒を行う。）また、1日の作業終業後、洗浄室内のグリーストラップに設置してある網を新しいものへと交換する。

(8) その他の定期的作業等

- ① 一日の作業状況について、別途定めた作業報告書により報告する（毎週、栄養科職員に提出する）。
- ② 週 1 回、食器消毒保管庫の内部、外部を清掃する。
- ③ 週 1 回、洗浄室内のグリーストラップの綿（マット）の交換及び、上澄みに浮遊するゴミを除去する。
- ④ 週 1 回、職員食堂に設置してある、食事済み食器入れ（専用容器）を清掃する。
- ⑤ 週 1 回、洗浄機内部のパイプを清掃する。
- ⑥ 月 1 回、食器洗浄機の水垢取りを行う（所定の洗浄方法により）。
- ⑦ 月 1 回、洗剤類保管庫を清掃する。
- ⑧ 偶数月週 3 回、ゴミ捨て場を清掃する。
- ⑨ 年に 1 回、食器かごの洗浄・漂白作業を行う。
- ⑩ 年に 1 回、洗浄室内を特別清掃する。
- ⑪ いすみ医療センター電気設備点検に伴う停電・正月等の際には、別途定めるとおり作業を行う。
- ⑫ 食器等更新の際には、使用前に食器の洗浄・乾燥および消毒を行う。また、業者に引き取ってもらう食器がある場合も同様の作業を行う。
- ⑬ 食器等の損傷と破損については、その都度栄養科職員に報告する。

6.業務従事者の管理と衛生等

- ① 受託者は、業務従事者のうちから 1 名を選任し、他の業務従事者の指揮監督を行うとともに、いすみ医療センター関係職員との連絡調整にあたらせるものとする。
- ② 受託者は、業務従事者に常に清潔で衛生的な作業衣等を着用させるものとする。
- ③ 受託者は、業務従事者について、毎月いすみ医療センター関係職員の指示により 1 回以上（ただし、5 月～10 月は月 2 回以上）の検便検査（腸内病原細菌検査等）を実施、その結果を書面により報告するものとする。
- ④ 受託者は、業務従事者が伝染性疾患等に罹患した場合（その疑いがある場合も含む。以下同じ）およびその家族が伝染性疾患等に罹患した場合は、業務に従事させ

ず、速やかにいすみ医療センター関係職員に報告するものとする。

#### 7.食器洗浄室の設備について

食器洗浄室の設備については、いすみ医療センターにおいて修理・調達する。

ただし、軽微な作業については受託者が行うものとする。また、受託者の不注意により故障した場合の修理費用については受託者が負担するものとする。

#### 8.食器洗浄下膳業務に係る洗剤等の消耗品について

消耗品経費等の負担は下記一覧表のとおりとする。

受託者負担分	
・作業着	・食器洗い用スポンジ
・作業靴	・ハイター（塩素系）
・ビニール製前掛け	・バケツ
・マスク	・キッチンペーパー
・帽子	・ビニール袋
・ダスター	・中性洗剤
・ビニール手袋	

なお、受託者負担分の作業着、ビニール製前掛けの洗濯代については受託者が負担し、清潔な作業着を着用させ、必要に応じて新しいものと交換させる。

また、上記一覧表以外の消耗品が必要になった場合は両者協議の上定めるものとする。

#### 9.控室について

いすみ医療センターは、業務実施につき提供するよう努めるものとし、控室の光熱水費を負担する。控室は、いすみ医療センター関係職員と共同で使用し、ロッカー等の備品は貸し出すものとし、受託者は善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、備品等をいすみ医療センターへ返還すべきときは、現状を回復しなければならない。

#### 10.戸締りについて

1日の作業終了後は、機器の電源を確認し、消灯施錠（栄養科側エレベーターの施錠も含む）し、救急事務室に鍵を返却する。

#### 11.その他

- (1) 受託者は、(一財)医療関連サービス振興会が発行する院内清掃サービスにおいて医療関連サービスマークを取得していること。
- (2) 受託者は、患者給食受託責任者資格認定を受けているもの、又は同資格認定を受けようとするものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて両者協議として定めるものとする。